

6 使用可能施設

- (1) 市内9小学校の体育館および運動場
- (2) 市内4中学校の体育館、守山中学校武道場、守山北中学校・明富中学校（軟式テニスコート）

7 使用可能日時

曜日	時 間
月 水	使用不可（祝日で学校が休みの場合も不可）
火 木 金	・ 小学校体育館 17:00～22:00（運動場夜間照明は17:00～21:00） 祝日の場合は土日と同じで9:00から使用可 ・ 中学校体育館については19:00～22:00
土 日	午前（9:00～12:00）、午後（13:00～17:00）、夜間（17:00～22:00）

※年末年始（12/29～1/3）：利用不可

※台風等で警報が発令された場合：使用停止

※第3日曜日：原則利用不可

※5/15～6/15の期間の立入が丘小学校運動場はホテル育成の観点から、一般団体の夜間照明の利用はできません。（夜間照明無しの利用は可）登録団体もできる限りのご配慮をお願いします。

8 施設使用料

		小学校		中学校	
		一般	登録	一般	登録
体 育 館	9:00～12:00	1,100円	550円	1,300円	650円
	13:00～17:00	1,100円	550円	1,300円	650円
	17:00～22:00	1,600円	800円	1,900円	950円
空 調	体育館 （片面1回使用）	—	—	2,000円	2,000円
	武道場 （片面1回使 用）	—	—	1,000円	1,000円
グ ラ ウ ン ド	照明なし	無料	無料	—	—
	照明3時間以内	1,500円	750円	—	—
	照明3時間以上	2,000円	1,000円	—	—

※夜間の体育館のみ片面使用で半額となる

※昼間は片面でも全額料金（使用料手数料条例による）

※中学校体育館空調は半面料金

9 施設使用申請手続

団体区分	受付開始	受付終了
登録団体	前々月の1日から	利用日の7日前まで
一般団体	前月の1日から	

※学校体育施設専用の登録番号（登録団体として認定され料金に反映されている）を使用して守山市公共施設予約システムでの受付。

※小学校運動場での一般成人の野球、体育館でのサッカー、フットサルは原則禁止。

10 使用上の注意事項

項目	内容
①施錠・消灯の確認	窓、扉、入口等の施錠および消灯を確実にを行うこと 最終者が駐車場の門扉も閉めること
②使用後の清掃・整備	体育館はモップがけ、運動場はトンボがけを利用時間内に行い綺麗にすること
③日誌の記入	体育館・運動場ともに、使用状況を必ず日誌に記入すること 記入後、鍵とともに速やかに管理指導員へ返却すること
④ゴミの持ち帰り	自分たちが出したゴミは全て持ち帰ること
⑤定められたシューズの使用	体育館専用シューズを使用し、屋外と兼用しないこと 運動場では金属製スパイクを使用しないこと
⑥コインの適正使用	17:00以降にコインを投入すること 申請先以外の学校では使用しないこと（つまる原因） 使用後は消灯ボタンを押し必ず照明を消すこと
⑦備品の適正使用	使用後は元の場所へきれいに片付けること 破損した場合は申請先またはスポーツ振興課へ連絡すること
⑧禁止事項	学校敷地内では一切喫煙しないこと（駐車場含む） 体育館内での飲食、火気や電源は使用しないこと 夜間活動後のおしゃべりは迷惑行為になるため慎むこと

※上記の事柄が守れない団体については、使用を禁止し認定を取り消す場合があります。

11 その他

- (1) 活動に際しては、何らかのスポーツ保険に加入されることをお勧めします。市教委では公益財団法人スポーツ安全協会が所管する「スポーツ安全保険」をお勧めしています。詳細については、スポーツ安全協会滋賀県支部（TEL:077-523-3860）へお問い合わせください。

〒524-8585 守山市吉身二丁目5番22号
担当：スポーツ振興課 有友
TEL 077-582-1169 FAX 077-582-0539
メール sports@city.moriyama.lg.jp